

岡山大学共創イノベーションラボ会員規約

令和 7 年3月10日

◆本規約では、岡山大学研究・イノベーション共創機構（以下「機構」という。）が管理・運営する岡山大学共創イノベーションラボ（以下「イノベラボ」という。）における会員規約を定める。

◆会員は、社会課題解決を目指す産学共創活動、岡山大学と企業等との共同研究、大学との共同研究や連携を活かしたスタートアップ創出を目指す研究活動、その他これらに関する活動を実施するために、イノベラボを利用し、次の各号について表明するものとする。

- (1) 公序良俗に反する活動を行わないこと
- (2) 非科学的又は迷信に類する理論に立脚していないこと
- (3) 反社会的勢力と関係がないこと
- (4) 宗教・政治団体及びそれらに類する団体と関係がないこと

◆会員は、イノベラボの目的に賛同し、岡山大学共創イノベーションラボ内規、利用規約及びその他岡山大学の規則等を遵守するものとする。

◆会員は、岡山大学共創イノベーションラボ内規に規定する料金を、大学所定の請求書により、別途指定する期日までに支払うものとする。

◆会員は、「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「環境基本法」、「消防法」、「毒物及び劇物取締法」、「高圧ガス保安法」、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下、「カルタヘナ法」という。）」、「下水道法」、「水質汚濁防止法」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法律の他、「岡山市環境保全条例」等、安全衛生に関するすべての関係法令を遵守するとともに、イノベラボにおいて実施する自らの事業活動の安全衛生についてすべての責務を負うものとする。なお、会員は、遺伝子組み換え実験、研究用病原体等を用いた実験、倫理審査を必要とする研究等を行う際は事前に機構へ申し出るものとする。

◆実験排水の処理

イノベラボでは、三次洗浄水のみ排水可能であり、一次および二次洗浄廃液については会員が個別に産業廃棄物として処理するものとする（排水から水質汚濁防止法に基づく有害物質が検出されてはならない）。ただし、水銀を含有する排水である場合は、一次から四次までの洗浄廃液については会員が個別に産業廃棄物として処理するものとする。また、排水設備を設置する場合は、法令等に基づく特定施設設置に係る届出に必要となる手続き等を事前に行うものとする（特定施設を設置された場合には、定期的な点検及びその記録が義務付けられております。岡山大学からの指示に基づき、大学所定の

様式により、当該記録を定期的に提出願います）。

◆産業廃棄物

産業廃棄物は各会員の居室内に保管し、産業廃棄物収集・処分の許可を受けた処理業者と契約の上、会員の責任・負担で処理するものとする。なお、一般廃棄物は、岡山大学の指示に従い指定の場所へ会員により搬出すること。

◆産学共創ラボは、社会変革を実現するためのラボであるという特性を鑑み、入居者は、入居時に事業活動に関するロードマップを機構に提出した上で、入居から1年ごとに機構が実施する審査（岡山大学との共同研究の進捗具合等に関する審査）を受けるものとし、審査を通過しなかった場合は、原則退去すること。

◆会員は、いつでも、理由の如何を問わず、退会できるものとする。なお、退会の申し出は、退会日の1か月前までに、申し出るものとする。ただし、既に納入した会費は返還しないものとする。

◆会員が次の各号のいずれかに該当した場合、機構長は、当該会員を退会させることができるものとする。

- (1) 会員が、本規約に違反したことが明らかとなったとき
- (2) 会員、会員の役員及び関連会社等が、反社会勢力と関係があることが判明したとき
- (3) 会員が、機構長に届け出た情報の全部もしくは一部が事実と異なることが判明したとき又は事実の重要部分が真実と異なることが判明したとき
- (4) 会員が、イノベラボ運営に関し重大な支障を生じさせたとき

◆会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失するものとする。

- (1) 退会した場合
- (2) 会員又は会員の所属する機関が、破産、再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
- (3) 会員の所属する機関が解散の決議を行い、もしくは解散命令を受けた場合（合併に伴って解散する場合を除く）
- (4) 会員が、死亡もしくは失踪宣言した場合
- (5) 機構と3ヶ月以上連絡がつかない場合
- (6) 会費その他の支払債務を、期日から6ヶ月間履行しなかった場合

◆会員は、その氏名又は名称、住所、所属及び連絡先等、機構への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく所定の変更手続を行うものとする。また、機構は、会員が変更手続を行わなかったこと及び誤りがあることによって会員に生じた不利益について、一切責任を負わないものとする。

◆会員は、イノベラボの利用において故意又は過失により、機構、他の会員又は第三者に

損害を与えた場合、当該会員はその損害を賠償しなければならない。

- ◆会員は、イノベラボの利用にあたっては、本規約等に従い、他の会員又は第三者に迷惑となる行為をせず、善良なる管理者の注意をもって利用するものとする。
- ◆会員は、次の各号の事項を確約するものとし、会員がこれらに違反した場合、機構はなんら催告なしに当該会員を退会させることができるものとする。
 - (1) 会員又は会員が所属する機関において、自ら又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）、実質的支配者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、会員資格を取得するものではないこと。
 - (3) イノベラボを反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供してはならない。また、本拠点が所在する建物及び本拠点に反社会的勢力の構成員又は関係者を入室させ、またはこれを容認するなど、反社会的勢力に本拠点の全部又は一部を占有させてはならない。